

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉の推進は、市民をはじめとして地域の活動団体、社協、市などがそれぞれの役割を果たし、互いに協力・支援しながら、地域の福祉力向上に取り組んでいく必要があります。

地域の生活課題の複雑・多様化により、重層的な地域内での支援体制の構築及び専門的な支援による対応が求められていますが、実効性を確保するため、庁内の関係課や社協はもとより、地域住民や活動団体等、多様な主体が連携することが大切です。

また、地域福祉に関わる課題は、福祉分野のみならず、防災や文化芸術、まちづくりなど、様々な分野と関係するため、横断的な連携により各種施策を推進します。

2 計画の普及啓発

地域福祉の普及・啓発に向けては、市と社協の広報誌やホームページ等様々な機会を通じて周知します。また、地域福祉推進会議に様々な住民が参加できる取り組みを進めた上で、地域の課題や地区の活動、進捗状況、理想の地域像について会議の参加者で共有し、その取り組みの様子を広く地域に周知することにより理解の輪を広げます。

3 計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、PDCA（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））サイクルにより、毎年、庁内の関係課や社協における進捗状況を〔地域福祉計画推進委員会*〕において総合的に評価し、必要に応じて計画や施策内容の見直し・改善を行います。

地区別計画について市や社協は、各地区で開催する地域福祉推進会議において、地域住民への参加の働きかけや、地区の現状の共有及び今後の取り組みの支援を行います。